

# 禁煙宣言

Declaration of Opposition to Smoking



社団法人日本呼吸器学会

# 禁煙宣言

平成14年10月21日採択

世界保健機関（WHO）憲章によれば、到達しうる最高水準の健康を享受することは、万民の有する基本的権利の一つである。現在、世界的な保健対策の流れは、自らが自己の健康問題を認識し、健康を管理する能力を身につけ、そのための適切な手段が得られる社会を目指している。

喫煙は、肺がん、COPD、気管支喘息など、治癒困難な多くの呼吸器病の発症、悪化に関与している。かつ喫煙の害は呼吸器のみならず全身におよんでいる。さらに、喫煙の健康被害は喫煙者のみならず、受動喫煙にさらされる者の問題でもある。喫煙は「病気の原因の中で予防できる最大かつ単一のもの」（WHO）であり、喫煙対策は社会全体の健康推進上欠くことができない。

私たち、呼吸器医療に携わる者は、その専門知識を駆使して禁煙推進のために努力する決意を、ここに新たにすることである。

## 喫煙対策の基本方針と行動指針

日本呼吸器学会は1997年、他に先駆けて禁煙勧告を行ったが、今回、新たに本学会の今後の喫煙対策の基本方針と行動指針をまとめた。これにより、呼吸器疾患のみならず、あらゆる喫煙関連疾患を抑制しようとするものである。これらの多くは、他の医学会や保健医療団体などと連携して行われることにより、一層の効果を上げるものと思われる。

### 基本方針1

日本呼吸器学会は、会員のすべてが非喫煙者であることをめざす。

参考：本学会会員の喫煙率については、以下の調査結果が出ている。

1991年—24.8%（男性 26.0%、女性 6.3%）  
1997年—22.7%（男性 24.8%、女性 3.9%）  
2001年—15.1%（男性 16.2%、女性 4.1%）

- 1-A すべての会員は非喫煙者であることを目指し、本学会は会員の禁煙を支援する。
- 1-B 本学会専門医は、非喫煙者であることを資格要件とする。
- 1-C 本学会は、その開催するすべての会議において会場施設内を完全禁煙とする。

## 基本方針 2

日本呼吸器学会は、あらゆる場での禁煙を推進する。

- 2-A 本学会は、会員が所属するすべての保健医療施設において、全館禁煙を目指す。
- 2-B 本学会は、他の保健医療施設での禁煙推進を支援する。
- 2-C 本学会は、教育施設、公共の場などあらゆる場における禁煙を推進するための啓発活動を行う。

## 基本方針 3

日本呼吸器学会は、市民の禁煙を支援する。

- 3-A 会員はあらゆる機会をとらえて、すべての喫煙者に禁煙を勧め、支援する。
- 3-B 本学会は会員が禁煙支援を行うためのマニュアルを作成する。
- 3-C 本学会は、禁煙支援に関する研修会などによって、禁煙指導を行うことのできる医療従事者の育成をはかる。

## 基本方針 4

日本呼吸器学会は、広く保健医療従事者への禁煙を促す。

## 基本方針 5

日本呼吸器学会は、医療従事者をめざす学生への喫煙問題についての教育を求める。

- 5-A 本学会は、学生に系統的な喫煙問題に関する教育を実施する。
- 5-B 本学会は、医療従事者の資格試験において、喫煙に関する設問を必須とすることを関係各省庁に要請する。

## 基本方針 6

日本呼吸器学会は、社会全体の禁煙推進をはかる。

- 6-A 本学会は市民に対し、講習会やメディアを通じ禁煙推進に必要な正しい情報を提供する。
- 6-B 本学会は、他の医学会や保健医療団体などと連携して包括的喫煙対策を推進する。
- 6-C 本学会は、市中における禁煙推進の諸活動を支援し、喫煙に関する情報を発信する。
- 6-D 本学会は、未成年者の喫煙防止教育ならびに禁煙支援をはかる。